

奈良県広域水道企業団職員の営利企業への従事等の制限に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第20号

奈良県広域水道企業団職員の営利企業への従事等の制限に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定による営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(地位)

第2条 法第38条第1項の規則で定める地位は、次に掲げる地位とする。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 前2号に準ずる職

(許可の基準)

第3条 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員及び前条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む場合の企業長の許可の基準を次のとおり定める。

- (1) 単に名目的のものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
- (2) 職務の遂行に支障を来さない範囲において、企業長が特別の事情があると認めた場合

2 企業長は、法第38条第1項に規定する許可について、前項の基準を満たさなくなると認めるときは、当該許可を取り消すものとする。

第4条 職員が報酬を得て事業又は事務に従事する場合の企業長の許可の基準を次のとおり定める。

- (1) 法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
 - イ 企業長が特別の事情があると認めた場合
- (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。